

# 石狩市証明等手数料条例の一部改正（手数料の新設）

## （１）背景

住宅・建築物の省エネ対策を推進するにあたり、国は、特に着工件数の多い住宅について、従前の精緻な性能評価をしなくても、省エネ法に基づく誘導基準及び低炭素建築物の省エネ性能への適合を可能とするため、簡易な評価方法である「誘導仕様基準」を導入しました。

## （２）改正の趣旨

「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準」（国土交通大臣告示）により「誘導仕様基準」が設定されたため、手数料を新設します。

## （３）建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（案）

区分		手数料（円）		
建物用途	申請部分の床面積の合計	事前審査有	標準計算	誘導仕様基準
戸建て住宅	200 m <sup>2</sup> 以下	8,000	35,000	19,000
	200 m <sup>2</sup> 超 500 m <sup>2</sup> 以下	8,000	39,000	20,000
共同住宅	300 m <sup>2</sup> 以下	12,000	68,000	33,000
	300 m <sup>2</sup> 超 500 m <sup>2</sup> 以下	22,000	112,000	55,000

※変更の場合の手数料は上記表の1/2です。

↑

今回新設する手数料

## （４）低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（案）

区分		手数料（円）		
建物用途	申請部分の床面積の合計	事前審査有	標準計算	誘導仕様基準
戸建て住宅 住戸部分	150 m <sup>2</sup> 以下	5,000	36,000	17,000
	150 m <sup>2</sup> 超 400 m <sup>2</sup> 以下	10,000	72,000	31,000
	400 m <sup>2</sup> 超 500 m <sup>2</sup> 以下	17,000	101,000	45,000
共有部分	—	10,000	114,000	—

※共同住宅の場合は住戸部分と共有部分を合算した額です。

↑

※変更の場合の手数料は上記表の1/2です。

今回新設する手数料